

各位

会 社 名 株 式 会 社 イ ン ト ラ ン ス 代表者名 代表取締役社長 何 同 璽 (コード番号3237 東証グロース) 問合せ先 管 理 部 部 長 北川 雅 章 (TEL 03-6803-8100)

# 連結子会社の送客事業の開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループが従来から計画しておりました中国の旅行客を日本 国内へ送客する事業である「国内インバウンド送客事業」を開始することを決定いたしましたので、下記の とおりお知らせいたします。

「国内インバウンド送客事業」は、当社連結子会社である「瀛創(上海)商務咨询有限公司」(以下、「イントランス上海」といいます。)が主体となり、旅行業ライセンスを有し、当社の親会社及び支配株主でもある「ETモバイルジャパン株式会社」(以下、「ETモバイルジャパン」といいます。)の代理として中国国内の旅行会社やオンライントラベルエージェントと契約を締結し、当社グループが運営するホテルへの送客を行うものであります。

なお、「ETモバイルジャパン」は当社の親会社かつ支配株主であるため、「国内インバウンド送客事業」は、支配株主との取引に該当します。

このため、「国内インバウンド送客事業」の開始においては、当社取締役会にて当社の代表取締役社長の何同璽は、「ETモバイルジャパン」の代表取締役を兼任しているため、当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、取締役会の決議には参加しておりません。

記

### 1. 事業開始の主旨

当社グループは、創業からの主事業であります「不動産事業」に加え、ホテル・宿泊施設等の運営、支援、開発等の事業を行う「ホテル運営事業」に軸足を置き、事業の整備と成長のための投資を進めてまいりました。

当社グループの目指す事業モデルは、不動産事業を安定収益とし、ホテル運営事業において高い成長を 目指すというものであります。

これらの事業モデルを確立する上では「ホテル投資ファンド事業」や「国内インバウンド送客事業」を 実現させ、当社グループによるホテル運営件数を増やすと伴に、中華圏から安定的に観光客を送客するこ とが重要な施策となります。

これら主旨の下、「イントランス上海」を主体として、一方の施策である「国内インバウンド送客事業」をまずは開始させ、当社の目指す事業モデルをより早期に実現させることを目指してまいります。

#### 2. 本事業の概要

# (1) 新たな事業の内容

上述のとおり、当社の連結子会社である「イントランス上海」が旅行業のライセンスを有する「ETモバイルジャパン」の代理として中国国内の旅行会社やオンライントラベルエージェントと契約を締結し、当社グループが運営するホテルへの送客を行うものであります。

事業における契約形態は、「イントランス上海」、「ETモバイルジャパン」及び「当社グループの各ホテル」における三者間契約となります。

また、当初は「国内インバウンド送客事業」として、当社グループのホテルへの送客から開始しますが、将来的には、中華圏の大手旅行会社やオンライントラベルエージェントとの契約を拡大させ、併せて日本国内の当社グループ以外のホテルや宿泊施設と契約を進めることで国内送客件数を増大させることにより、当該事業の成長を目指してまいります。

# (2) 本事業を担当する子会社の概要

(2023年10月11日現在)

1	名称	瀛創(上海)商務咨洵有限公司
2	所 在 地	中国上海市浦東新区乳山路 98 号 509-66 室
3	代表者の役職・氏名	董事長 徐 文華
4	事 業 内 容	国内インバウンド送客事業
5	資 本 金	1,017 千米ドル
6	設 立 年 月 日	2019年7月22日
7	大株主及び持株比率	当社 100.0%

# (3) 本事業の提携先となる会社の概要

(2022年12月31日現在)

1	名				称	ETモバイルジャパン材	朱式会社		
2	所		在 地			東京都千代田区神田神保町二丁目 19 番地 1			
3	代表者の役職・氏名			浅•.	氏名	代表取締役 何 同璽			
4	事 業 内 容				容	旅行業			
5	資		本		金	100 百万円			
6	設	立	年	月	日	2004年9月24日			
7	大株主及び持株比率					何 同璽		35. 26%	
8	上場会社と当該株主の関係								
	次十明ば				K	当該会社は、当社の親会社であり、合同会社インバウンドインベスト			
	資	本	本 関 係		徐	メントを通じて当社株式の49.25%を間接保有しています。			
	į.	44 BB		EE 150	係	当該会社の代表取締役で	である何同璽は、当社の作	弋表取締役社長となり	
	人 的 関 係		尔	ます。					
	取	引		関	係	当該会社は、当社との間	間には記載すべき取引関係	系はありません。	
9	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態								
				決	算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	
	純		資		産	1,072,528 千円	718, 477 千円	669,885 千円	
	総		資		産	1, 274, 235 千円	938, 639 千円	942, 454 千円	

1 柞	朱 当 た	り純賞	資産	35,646円40銭	23,879円20銭	22, 264 円 22 銭
売		1	高	17,386 千円	1,640 千円	1,435 千円
営	業	損	失	△27, 114 千円	△23,680 千円	△19,507 千円
経	常	損	失	△21, 262 千円	△22,061 千円	△47,641 千円
当	期約	も 損	失	△22, 212 千円	△354,051 千円	△48,591 千円
1株当たり当期純損失				△738円26銭	△11,767円20銭	△1,614円98銭
1株当たり配当金				0円00銭	0円00銭	0円00銭

### (4) 本事業の送客先となる当社グループのホテル

(2023年10月11日現在)

	ホテル名称	所在地	ウェブサイト
( <u>1</u> )	Homm Stay	沖縄県国頭郡恩納村字山田	https://www.hommhotels.com/hotels/homm-
1)	Yumiha Okinawa	2455-1	stay-yumiha-okinawa
2	Folio Sakura	大阪府大阪市中央区南船場	<pre>https://www.foliohotels.com/hotels/folio-</pre>
	Shinsaibashi Osaka	2-7-28	shinsaibashi-osaka
3	椛 京都三条	京都市中京区西洞院通姉小 路下る姉西洞院町 524 番地	https://sanjo.nagikyoto.jp/
	椛 京都四条	京都市中京区油小路通四条	https://pagi.hatallusta.ip/
4)	化 从	上ル藤本町 557	https://nagi.hotelkyoto.jp/
(5)	椛 京都嵐山	京都府京都市右京区嵯峨天	https://www.nagikyotoarashiyama.jp/
(3)	11亿 水和烟山	竜寺若宮町 17−4	ittps://www.magikyotoafashiyama.jp/

# (5) 当該事業の開始のために特別に支出する金額及び内容

① 金額 約500万円 (予定)

当該事業の開始にあたり、システム構築費用や旅行会社等とのシステム連携費用への支出が生じます。なお、本支出は、2023年4月10日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表し、調達する資金の具体的な使途資金として記載しております「運転資金」から支出する予定であります。

② 内容 旅行会社等とのシステム連携に係るシステム構築及びシステム連携費用

#### 3. 日程

(1)	取締役会決議日				日	2023年10月11日
(2)	契	約	締	結	日	2023年10月11日 (予定)
(3)	事	業	開	始	日	2023年11月1日(予定)

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当該事業の取引は、支配株主との取引等に該当いたします。当社が 2023年6月23日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」として、「支配株主との取引が発生する場合に関しましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会において審議の上、その取引金

額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定いたします。」と記載しております。

当該取引は、本日開催の当社取締役会において審議した上で、取引条件を決議しており、当該指針に則って決定しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、当該取引の公平性を担保するための措置として、一般的な取引条件等を参考に、当該取引によりETモバイルジャパンへ支払うこととなる費用が不相当なものではなく、妥当な条件であることを確認した上、当該取引に関する条件等を決定していることを確認しております。

なお、下記(3)に記載のとおり、当社の社外監査役である上床竜司氏(独立役員)から、当該取引に関して、特に有利な条件には該当しないとの意見を2023年10月11日に取得しております。

また、当社の何代表取締役社長は、ETモバイルジャパンの代表取締役を兼任しているため、当該取引の検討及び決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、本取引に関する取締役会の決議には参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本取引につき、本日開催の当社取締役会において、支配株主と利害関係のない当社の社外監査役である 上床竜司氏(独立役員)から、以下の内容の意見書を入手しております。

- ① ホテル運営事業を中心とした当社事業の成長のためには、「国内インバウンド送客事業」の実施が必要であると取締役会が判断したことは、一定の合理性が認められる。
- ② 当社グループには中国国内で旅行業ライセンスを有する会社がなく、ライセンスを有する外部パートナーが必要であると判断したことは、一定の合理性が認められる。
- ③ 当該事業の取引では、ETモバイルジャパンは旅行業ライセンスの使用と中国の旅行業者やオンラインライントラベルエージェンシーからの集金業務を主な役割としている。 また、ETモバイルジャパンが本取引により受け取る手数料については、旅行業界において一般的な比率と比べて特に不相当ではないことが提出資料や説明から読み取ることができる。 このため、本取引はETモバイルジャパンにとり、特に有利な条件ではなく、イントランスグループについても、特段不利益なものとは見受けられない。
- ④ 当該事業の取引では、公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置がなされていることを確認した。

以上により、独立役員としてイントランスグループと支配株主の間で締結される取引は、株式会社イントランスの少数株主にとって不利益なものではないと考えます。

#### 5. 今後の見通し

当社グループの2024年3月期の連結業績予想に与える影響につきましては軽微となる見込みであり、2024年3月期以降の影響につきましては、精査の上で今後判明次第、開示いたします。

以上